

滋賀の宗教環境にかんする覚え書き

志 水 宏 行

はじめに

本稿は、滋賀県という一行政区画に対象を限定して、そこに生起している宗教的諸事象の幾つかを、全体的に、マクロな立場から比較的視点をもって把握しようとする試みである。

筆者は、ここ数年来、単独あるいは共同研究者とともに、琵琶湖周辺村落の村落構造と宗教に関するインテンシブな調査に従事してきた。村と村人に接してまず印象づけられたのは、村がそれぞれにユニークであり、村の組織がまとまりを持っているということである。地域の自然的、歴史的、社会的、文化的差異をこえて、村々が独自な共同組織を確立し、個性的な小宇宙を形成している背後には、村の生活組織や村人の生活意識に大きな影響を与えている寺院の存在が考えられる。しかし、故・鈴木栄太郎は、神社は村が存在するところには必ず認められ、一般に社会の結束の強化に資しているのに対し、寺院は村に必ず存在するというものではなく、また存在したとしてもこの集団が果たしている社会的機能はあまり多くないと述べ、村のまとまりに対する寺院および檀徒集団の働きに否定的である。鈴木の見解を滋賀の村々において検証するためには、村における寺院・神社の所在状況などを基礎資料として整理することが急務である。

また、滋賀の村々には、いまだお多くの宗教慣行が伝えられているが、墓をつくらないという風習を持つ村もその一事例である。葬制や墓制が、死者の属していた社会集団のある時期における社会・文化的状況の集約された姿であるとするならば、墓をつくらないという事実の背後には、必ず固有なエートスが存在していなければならない。しかし、無墓制の文化型を究明するためには、その予備的作業として、かなり広範囲に葬送・墓碑の形態を概観しておく必要がある。とりわけ滋賀は、近年、急激な都市化が進行している地域であり、このような点からも、これらの現況の把握は大きな意義を持つ。

かかる意図のもと、本稿では、県下全域における仏教系寺院の分布状況、村落と寺院・神社との関係の諸形態、葬制の現況、墓をつくらない村の存在などに焦点をあて、これまでに収集した資料を筆者なりにとりまとめ覚え書きとして提示した。

ここで用いる資料は、筆者が昭和57年から昭和58年にかけて、滋賀の7市42町1村を訪れて収集した資料と、その期間中にデスクワークを通して整理したものを中心としている。その前後、約6年間にわたって継続して実施した実態調査の成果も含まれている。宗教法人数については、全国の場合『全国寺院名鑑』^③を、滋賀県の場合『滋賀県宗教法人名簿』^④を基礎としたので、統計上わずかではあるが差異が生じている。なお、資料の掲載は、紙数の都合上、最低限必要なものに限定し、他はすべて割愛した。都道府県別にみた仏教系寺院の分布状況や分布密度（人口・世帯・面積）、滋賀県下各市町村における人口変動の実態、埋火葬および墓地所有の状況、町丁大字別の寺院・神社の所在形態、全仏教系寺院の宗教系統別ドットマップなどの詳細な資料については他稿に委ねたい。

1. 全国的にみた一般的特質

諸文化交流の要衝であったという点から「日本のヘソ」とも評される滋賀県は、全国でも有数の仏教信仰県である。NHK全国県民意識調査報告書も、仏教信仰（とくに浄土真宗）と生活満足感の高さが強く結びついている典型的な地域であると指摘している。また、ひときわ高く聳える甍をとりまくようになされた集落景観や寺院保存の法物や仏教関係の地名の多さなども特徴的な宗教環境を物語るものである。^⑤^⑥

ここでは、滋賀県における仏教系寺院の分布を、各都道府県における仏教系寺院の分布と関連させて、その特徴の把握を試みたい。まず、滋賀県全域に分布する宗教法人数についてみれば、64.4%（3118）が仏教系、31.2%（1511）が神道系、3.7%（180）が諸教系、0.6%（29）がキリスト教系であり、大半を仏教系が占める。仏教系寺院の総数3118は、寺院数のもっとも多い愛知県の4825、大阪府の3362、兵庫県の3255に次いで全国第4位にあたる。この数値は、明治以来ほとんど大きく変化していない。いま、所在する宗派を寺院数の多寡によって列挙すると、真宗大谷派791ヶ寺、浄土真宗本願寺派610ヶ寺、浄土宗472ヶ寺、天台宗282ヶ寺、曹洞宗204ヶ寺、真宗仏光寺派140ヶ寺、天台

真盛宗106ヶ寺、臨濟宗妙心寺派61ヶ寺、臨濟宗永源寺派55ヶ寺、黃檗宗51ヶ寺、真宗木辺派48ヶ寺、日蓮宗43ヶ寺の順になる。これら仏教系の各宗派は、教義的にみてそれぞれ独自性を有しており、グルーピングするには若干の問題もあるが、便宜上、真宗系、浄土宗系、天台宗系、真言宗系、禪宗系、日蓮宗系、その他仏教系の各グループに分けて、系統別の分布をみれば、表1の通りである。もっとも多いのは真宗系寺院で51.3%（1598ヶ寺）、つぎ

表1 仏教系寺院の分布状況 (%)

| | 全仏教系 等院数 | 真宗系院 寺 | 浄土宗系院 寺 | 天台宗系院 寺 | 真言宗系院 寺 | 禪宗系院 寺 | 日蓮宗系院 寺 | その他仏 教系寺院 |
|------|------------------|------------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|----------------|----------------|
| 全 国 | 77,682 | 21,569 (27.8) | 8,275 (10.7) | 3,394 (4.4) | 11,796 (15.2) | 20,544 (26.4) | 6,420 (8.3) | 5,684 (7.3) |
| 滋賀全県 | 3,118 〔100.0〕 | 1,598 〔51.3〕 | 486 〔15.6〕 | 405 〔13.0〕 | 96 〔3.1〕 | 405 〔13.0〕 | 55 〔1.8〕 | 73 〔2.3〕 |
| 市部 | 1,248 〔40.1〕 | 589 〔47.2〕 | 179 〔14.3〕 | 240 〔19.2〕 | 29 〔2.3〕 | 128 〔10.3〕 | 39 〔3.1〕 | 44 〔3.5〕 |
| 郡部 | 1,870 〔59.9〕 | 1,009 〔54.0〕 | 307 〔16.4〕 | 165 〔8.8〕 | 67 〔3.6〕 | 277 〔14.8〕 | 16 〔0.9〕 | 29 〔1.6〕 |

名著普及会『日本寺院名鑑』1982年、滋賀県総務課『滋賀県宗教法人名簿』1979年より作成。

は浄土宗系寺院で15.6%（486ヶ寺）、三番目は天台宗系寺院・禪宗系寺院とともに13.0%（405ヶ寺）、以下、真言宗系寺院が3.1%（96ヶ寺）、その他仏教系寺院が2.3%（73ヶ寺）、日蓮宗系寺院が1.8%（55ヶ寺）という比率を示す。県内における占有率を全国平均と比較すれば、真宗系寺院（全国第5位）、浄土宗系寺院（全国第6位）、天台宗系寺院（全国第3位）の高さが目立つ。過半数を占める真宗系寺院は、表2のごとく、大谷派、本願寺派、仏光寺派、木辺派、興正派、高田派の六派寺院からなっている。本山を当県におく木辺

表2 真宗寺院の分布 (%)

| | 本願寺派 | 大谷派 | 高田派 | 興正派 | 仏光寺派 | 木辺派 | 計 | 全寺院数 |
|-----|---------------|---------------|------------|------------|--------------|-------------|-----------------|------------------|
| 県全体 | 610 〔19.6〕 | 791 〔25.4〕 | 2 〔0.1〕 | 7 〔0.2〕 | 140 〔4.5〕 | 48 〔1.5〕 | 1,598 〔51.3〕 | 3,118 〔100.0〕 |
| 市部 | 262 〔21.0〕 | 235 〔18.8〕 | | 7 〔0.6〕 | 61 〔4.9〕 | 24 〔1.9〕 | 589 〔47.2〕 | 1,248 〔40.1〕 |
| 郡部 | 348 〔18.6〕 | 556 〔29.7〕 | 2 〔0.1〕 | | 79 〔4.2〕 | 24 〔1.3〕 | 1,009 〔54.0〕 | 1,870 〔59.9〕 |

滋賀県総務課『前掲書』1979年より作成。

派の場合は全体の21.7%の寺院が、また中心教線を当県にはる仏光寺派の場合は全体の37.9%の寺院が集中して所在する。真宗十派の寺院がすべて所在するのは福井県のみである。ちなみに、真宗系寺院の占有率が50.0%以上を示すいわゆる真宗地域は、①石川県70.7%，②富山県70.5%，③鹿児島県65.6%，

④熊本県53.2%，⑤滋賀県51.3%，(6)福井県50.6%，⑦広島県50.5%の7県である。

次に、仏教系寺院の分布密度を、昭和58年4月1日現在の統計を使用して、人口、世帯、面積の側面から捉えてみると、表3のごとく、仏教系寺院は全国に、 1 km^2 あたり0.21ヵ寺、1000人あたり0.65ヵ寺、1000世帯あたり2.1ヵ寺の割合で分布している。つまり、 4.9 km^2 、1527人、482世帯ごとに1ヵ寺が存在

表3 仏教系寺院の分布密度

| 全佛教系寺院数 | 人口 | | 世帯数 | | 面積 | |
|---------|--------|--------------------|----------|-------------------|-----------|-----------------------|
| | 総人口(人) | 1,000人あたり寺院数 | 総世帯数(世帯) | 1,000世帯あたり寺院数 | 総面積(平方km) | 1平方kmあたり寺院面積数 |
| 全国 | 77,682 | 118,601,534 (0.65) | 1,526.8 | 37,425,866 (2.08) | 481.8 | 377,748.43 (0.21) 4.9 |
| 滋賀県 | 3,118 | 1,117,434 (2.79) | 358.3 | 306,257 (10.18) | 98.2 | 4,016.00 (0.77) 1.3 |

自治省行政局『全国市町村要覧58年版』1983年、名著普及会『日本寺院名鑑』1982年より作成。

することになる。滋賀県の場合は、 1 km^2 あたり0.77ヵ寺、1000人あたり2.79ヵ寺、1000世帯あたり10.2ヵ寺の割合で、つまり 1.3 km^2 、358人、98.2世帯ごとに1ヵ寺が存在する。1寺院あたりの人口比、世帯比は、他府県の数値と著しい相違をみせ、「近江の小寺」といわれる通説を証明している。われわれが最近実施した全国規模の調査においても、滋賀の寺院の推定門信徒戸数の平均は49戸ともっとも小さい。^⑦また面積比も、大阪、東京、愛知、神奈川の各県に統いて高く、寺院分布の濃密さを端的に示している。各村々に点在する小規模寺院の諸活動の集積のうえに滋賀の宗教的風土はあるといえよう。

ところで滋賀県は、昭和50年から昭和55年にかけての人口増加率9.5%(全国第4位)という数値に示されるごとく、昭和45年を起点とする急激な都市化の進行している地域でもある。人口増加率の高い甲西町(昭和50~昭和55年の人口増加率35.4%)、志賀町(同35.0%)、野洲町(同24.2%)、安土町(同20.0%)、草津市(同18.7%)、甲南町(同18.1%)、能登川町(同17.5%)、近江八幡市(同17.4%)などでは、当該地域内にまったくの宗教空白地帯が現出するなど、一部地域の宗教環境は次第に様相を異にしつつある。これら新興の市街地や住宅地を拠点として、諸宗教施設を設置し着実にその教線を伸ばしているのが新宗教である。教団聖地の建設、研修センターの開設、支部の設置など、さながら新宗教のメッカ的な様相を呈しつつある新宗教教団の活動の展開は、多様な意味で注目に値する。

2. 各市町村における仏教系寺院の分布様態

滋賀県に位置する3118の仏教系寺院を、寺院規模や運営形態や社会的機能などを考慮にいれないすべて等価的に扱い、市町村別、宗派別に分布させてみると表4(末尾掲載)のようになる。それによれば、全寺院の40.1%(1248ヵ寺)が市部、59.9%(1870ヵ寺)が郡部に位置する。市部では、大津市13.5% (421ヵ寺)、彦根市7.3% (227ヵ寺)、郡部では、日野町2.9% (90ヵ寺)、栗東町2.6% (80ヵ寺)、水口町2.4% (76ヵ寺)、山東町2.4% (74ヵ寺)などの数値が大きい。寺院密度 = 1 km^2 あたり寺院数が高いのは、市部では、守山市2.9、長浜市2.7、郡部では、虎姫町3.4、びわ町3.0、豊郷町2.9などであり、虎姫町の場合は平均値0.8の4.3倍にものぼる。人口1000人あたり寺院数が平均値2.8を上まわるのは、市部では近江八幡市2.9だけであるが、郡部では朽木村10.2、西浅井町8.2、マキノ町8.0、湖北町7.4など34町村が該当する。最低値1.1を示す石部町の場合でも、人口1000人につき1ヵ寺の割で存在している。1寺院あたりの世帯数は、市部で137.8世帯、郡部で69.0世帯という状況であり、数値のもっとも小さいのは朽木村27.6、ついで西浅井町29.3、マキノ町30.7、湖北町32.3、びわ町35.6の順である。いっぽう数値が大きいのは、石部町198.1、草津市194.7、甲西町190.3などで、それは最低値の7倍強にある。地域別にみれば、小規模な寺院は東浅井郡、伊香郡、坂田郡など湖北地域に、比較的大規模な寺院は湖南、甲賀地域に多いといえる。しかし、これら統計上の諸傾向はあくまでも平均的な指標である。

次に、宗派別の分布に注目してみると、真宗系寺院は、土山町と朽木村以外の全市町村にみられ、3割強にあたる16市町村で7割以上の占有率を示す。市部では、長浜市78.7%、守山市68.3%、彦根市67.4%、郡部では、近江町89.5%、湖北町88.4%、虎姫町87.9%、高月町85.5%、秦荘町85.4%、浅井町81.5%、びわ町78.8%、豊郷町78.3%、愛知川町76.7%、甲良町76.5%、能登川町73.6%、米原町73.3%、伊吹町71.1%、中主町70.8%、多賀町70.5%などの占有率が高い。占有率20.0%以下は、市部で八日市市17.2%、郡部で水口町6.6%、信楽町6.5%、甲賀町5.4%、甲南町2.7%の5市町村である。真宗系寺院は、湖東、湖北、中部の一部地域においてもっとも密であるが、湖西、湖南地域で低下し、甲賀地域でもっとも疎の状態にある。宗派別にみれば(資料省略)、本願寺派の教勢の強いのは、能登川町64.2%、秦荘町63.4

%, 彦根市 52.4%, 豊郷町 52.2%, 多賀町 50.8%, 愛知川町 46.7%, 大谷派の教勢の強いのは、虎姫町 81.8%, 高月町 72.6%, 湖北町 72.5%, 浅井町 67.7%, 長浜市 57.4%である。本願寺派は湖東および中部地域、大谷派は湖北地域に教線の中心がある。仏光寺派は大津市、草津市、竜王町を、木辺派は中主町、近江八幡市を中心分布している。興正派はすべて市部、高田派はすべて郡部に所在する。いま、本願寺派、大谷派に限定して、ドットマップを作成すれば図1のようになる。浄土宗系寺院は、湖東、湖北、湖西地域の11町村を除く39市町でみられ、その占有率は甲賀町 73.0%でもっとも高い。以下、信楽町 67.7%, 水口町 56.6%, 甲南町 48.6%など甲賀地域と、蒲生町 45.0%, 八日市市 40.6%, 野洲町 33.9%, 湖東町 30.9%, 草津市 27.0%など中部地域、湖南東部地域に多く所在する。天台宗系寺院は、全寺院の6割が

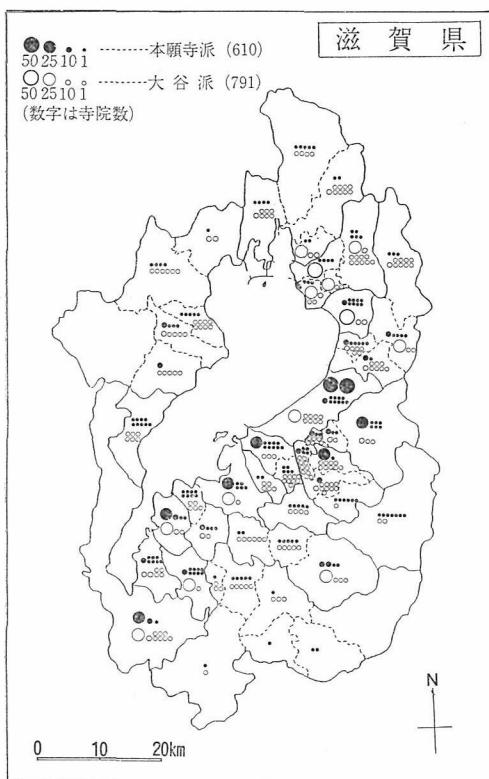


図1 真宗の分布1（本願寺派・大谷派）

大津市 38.5%を中心とする市部に位置する。郡部では、安土町 43.3%, 石部町 40.0%, 甲南町 37.8%, 愛東町 30.4%, 安曇川町・高島町 25.0%などの占有率が目立つ。伊香郡4町の場合は皆無である。禪宗系寺院は、45市町村に分布しているが教線の中心は郡部にある。甲賀地域では土山町 73.1%, 中部地域では永源寺町 45.2%, 湖北地域では余呉町 46.4%, 西浅井町 36.4%, 湖西地域では朽木村 93.1%, 今津町 62.5%などが主たる担い手である。甲賀・中部地域には臨済宗寺院が、湖北・湖西地域には曹洞宗寺院が多い。朽木村の数値93.1%は、一市町村において

て一宗派が占める最高値である。真言宗系寺院は、28市町でみられるものの、大勢的にみれば伊吹町23.7%など湖北地域により多い。神崎郡3町の場合は皆無である。日蓮宗系寺院は、全体の7割が市部に位置し、3割が水口町6.6%など郡部の11町に散在している。栗太、野洲、神崎、愛知、犬上、東浅井、伊香の7郡には一ヵ寺も所在しない。その他仏教系寺院は、市部で3.5%，郡部で1.6%を占める。

各市町村を単位として、宗教系統別の分布特徴を把握しようとするかかる試みは、実際の宗勢力を的確に捉えているといい難いが、巨視的にみれば、滋賀における各宗派の教勢とその地域性向は充分に看取することができよう。

3. 「むら」における寺院・神社の所在形態

地域社会における寺院・神社の所在状況と役割機能については、さきに鈴木の見解を紹介した。鈴木はそれぞれの地域的範囲に言及し、神社が地域社会と範囲を同じくするのに対して、寺院は地域的範囲に無関心であり、一自然村に一寺院が存在し、その住民すべてが檀徒であるという姿はむしろ異例のことであると指摘している。この研究は、岐阜県下の農村を主な素材として完成したものであるが、本稿では、滋賀の村と寺院・神社に焦点をあて、同様な視点からその特徴を捉えてみたい。

ところで、人びとの生活組織が有機的に連関し、社会的統一性がみいだせるような存在としての「むら」は、どのようなひろがりを単位としているのであろうか。「むら」の範域についてはさまざまな論議があるが、滋賀の場合、とりわけ郡部についていえば、村人が「うちの部落、うちの村」と呼ぶ空間的なひろがりは、行政上表示された大字の範域とほぼ一致することが多い。したがって便宜上、昭和57年1月1日現在の『市町村・町丁大字・統計区コード』を使用して「むら」を確定すれば、滋賀の7市82区には880の「むら（大字）」が、42町1村の136区には1066の「むら（大字）」が存在する。ここでは、資料の正確性をますため郡部の「むら」1066に限定して、そこに位置する寺院1870と神社979の所在形態を概観することにする。

表5（末尾掲載）によれば、郡部の大字のうち寺院・神社がともに所在するのは752大字70.5%，寺院のみ所在するのは164大字15.4%，神社のみ所在するのは57大字5.4%，寺院・神社とも所在しないのは93大字8.7%である。町内の全大字に必ず寺院・神社が存在するのは、石部町、近江町、高月町の

表6 寺院の所在状況

| | | 市部を除く()% | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 一 カ 寺 | 二 カ 寺 | 三 カ 寺 | 四 カ 寺 | 五 カ 寺 | 六 カ 寺 | 七 カ 寺 | 八 カ 寺 | 九 カ 寺 | 十 カ 寺 | 十一 カ 寺 | 十二 カ 寺 | 十三 カ 寺 | 十四 カ 寺 | 十五 カ 寺 |
| 寺 院 な し | 寺 院 な し | 1,066 (100.0) | 150 (14.1) | 440 (41.3) | 234 (21.9) | 126 (11.8) | 60 (5.6) | 24 (2.2) | 18 (1.7) | 8 (0.8) | 2 (0.2) | 2 (0.2) | 1 (0.1) | | | 1 (0.1) |
| 寺 院 計 | 寺 院 計 | 1,870 (100.0) | 440 (23.5) | 468 (25.0) | 378 (20.2) | 240 (12.8) | 120 (6.4) | 108 (5.8) | 56 (3.0) | 16 (0.9) | 18 (1.0) | 11 (0.6) | 11 (0.6) | | | 15 (0.8) |

滋賀県情報管理課『市町村・町丁大字・統計区コード』1982年、及び総務課『前掲書』より作成。

三町である。寺院・神社がともに所在しない大字は、甲西町 60.7%，甲南町 41.2%，安曇川町 29.6%，今津町 26.5%などに顕著である。いずれも、新興住宅地の形成や市街地の拡大に伴って大字が新設、追加された地域である。全体的にみれば、寺院は916大字 85.9%に、神社は809大字 75.9%に所在している。しかし、神社については、一神社がいくつかの大字を包摂している場合もあり、数値をよむ時はこのことに留意すべきである。大字別の寺院・神社の所在状況は、表6、表7の通りである。寺院の場合、一村一カ寺が440大字 41.3%，一村二カ寺が234大字 21.9%，一村三カ寺が 126 大字 11.8%，一村四カ寺が60大字 5.6 %という比率を示す。所在寺院が多いのは、栗東町荒張11カ寺と山東町柏原15カ寺である。神社の場合、一村一神社が696大字 65.3%，一村二神社が80大字 7.5%，一村三神社が23大字 2.1 %という比率である。山東町柏原には7神社、びわ町曾根には8神社が所在している。柏原（577世帯）は、大字の範域と「むら」の範域が一致しない典型的事例である。

次に、寺院について宗派別の状況をみてみよう。表5（末尾掲載）は、全大字のうち 41.3% を占める一村一カ寺型の宗派を町村別に示したものである。もっと多いのは真宗系寺院 52.9%，ついで浄土宗系寺院 21.1%，禅宗系寺院 18.2%，天台宗系寺院 5.2% の順である。郡部の1066

の大字のうち、233大字 21.9%に真宗系寺院が単独で所在している。地域的には、全体の教勢分布とほぼ同じ傾向を示し、真宗系の一カ寺タイプは、甲賀郡や高島郡でやや少ないものの全域に、浄土宗の一カ寺タイプは甲賀郡に、禅宗系の一カ寺タイプは高島郡、伊香郡、神崎郡にみられる。また、一村に

表7 神社の所在状況 市部を除く(%)

| | 神社なし | 一神社 | 二神社 | 三神社 | 四神社 | 五神社 | 六神社 | 七神社 | 八神社 |
|------|------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 大字数計 | 1,066 (100.0) | 257 (24.1) | 696 (65.3) | 80 (7.5) | 23 (2.1) | 3 (0.3) | 3 (0.3) | 2 (0.2) | 1 (0.1) |
| 神社数計 | 979 (100.0) | 696 (71.1) | 160 (16.4) | 69 (7.1) | 12 (1.2) | 15 (1.5) | 12 (1.2) | 7 (0.7) | 8 (0.8) |

滋賀県情報管理課及び総務課『前掲書』より作成。

市部を除く(%)

| | 真宗系 | 浄土宗系 | 天台宗系 | 真言宗系 | 禪宗系 | 宗系 | 小計 |
|------|------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 一カ寺 | 二カ寺 | 三カ寺 | 四カ寺 | 五カ寺 | 六カ寺 | |
| 大字数計 | 1,066 (8.8) | 25 (2.3) | 16 (1.5) | 1 (0.1) | 2 (0.2) | 8 (0.8) | 2 (0.2) |
| 寺院数計 | 1,870 (100.0) | 75 (4.0) | 64 (3.4) | 5 (0.3) | 12 (0.6) | 16 (0.9) | 6 (0.3) |

滋賀県情報管理課及び総務課『前掲書』より作成。

表8 同宗系寺院の併存状況

同宗系寺院が二ヵ寺以上併存している状況は、表8によれば、171大字 16.0%である。系統別では、138大字 80.7%を真宗系寺院が占めている。浄土宗系寺院は11大字 6.4%，天台宗系寺院は5大字 2.9%，真言宗系寺院は2大字 1.2%，禪宗系寺院は15大字 8.8%である。系統別の宗派内容を大字ごとにみてみると、虎姫町宮部(6ヵ寺すべて真宗大谷派)，能登川町山路(4ヵ寺すべて浄土真宗本願寺派)，安土町桑実寺(4ヵ寺すべて天台宗)，甲賀町小佐治(5ヵ寺すべて浄土宗)，永源寺町高野(5ヵ寺すべて臨済宗永源寺派)などのように、同じ系統に属する同宗派の寺院が併存しているところもあるが、全体的には、同宗系の異宗派が混在している場合が

表9 異宗系寺院の混在状況

| | 市部を除く()% | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| | 二 カ 寺 | 三 カ 寺 | 四 カ 寺 | 五 カ 寺 | 六 カ 寺 | 七 カ 寺 | 八 カ 寺 | 九 カ 寺 | 十 カ 寺 | 十一 カ 寺 | 十二 カ 寺 | 十三 カ 寺 | 十四 カ 寺 | 十五 カ 寺 | 小 計 |
| 大字数計 | 1,066 (100.0) | 117 (10.9) | 95 (8.9) | 46 (3.9) | 21 (2.0) | 16 (1.5) | 8 (0.8) | 2 (0.2) | 2 (0.2) | 1 (0.1) | | | | | 305 (28.6) |
| 寺院数計 | 1,870 (100.0) | 234 (12.5) | 285 (15.2) | 168 (9.0) | 105 (5.6) | 96 (5.1) | 56 (3.0) | 16 (0.9) | 18 (1.0) | 11 (0.6) | | | | | 1,004 (53.7) |

滋賀県情報管理課及び総務課『前掲書』より作成。

多い。

ところで、われわれが注目すべきは、一村に一カ寺か、あるいは一村に同宗系の数カ寺が併存する「むら」が、611大字 57.3%にものぼるという事実である。前者の場合は、「むら」の成員と檀(門)徒集団の成員が完全に一致することもあれば、必ずしも一致しないこともあり、後者の場合は、「むら」の中に二つ以上の同種の檀(門)徒集団が形成されることになる。しかしいずれにしても、かかる檀(門)徒集団とその成員は、潜在的に「むら」と一致し、「むら」の生活意識を反映していることが多い。これに対して、一村に異宗系の寺院が混在しているのは、表9のごとく305大字 28.6%であり、ここでの檀(門)徒集団と「むら」の関係は、他の集団や他の条件によって大きく異なる。^⑩いま、分析結果から滋賀の寺院を特徴づければ、それは「むら」を基盤として成立する共同体型寺院の典型であるといえよう。個性的でまとまりある「むら」の形成の背後には、このような働きを持つ寺院の存在がある。

4. 墓地・火葬場の現況

墓地や納骨堂や火葬場もまた、地域住民の宗教生活と深くかかわっている。これらはすべて、昭和23年5月31日に制定された法律第48号「墓地・埋葬等に関する法律」に基づいて設置されたものである。表10によれば滋賀県の場合、昭和57年現在、墓地4,765、納骨堂23、火葬場89が存在する。近年の傾向は、墓地や納骨堂の微増と火葬場の急減である。火葬場の減少は、大半が広域斎場設置に伴う旧施設の廃止による。また、89という数値には、現在使用されていない露天の焼場がかなり含まれている。

いま、これら89の火葬場を経営主体別に分布させてみれば図2のようにな

表10 墓地、納骨堂、火葬場施設数

| | 墓 地 | 火 葬 場 | 納 骨 堂 |
|-------|-------|-------|-------|
| 昭和53年 | 4,420 | 171 | 9 |
| 昭和54年 | 4,423 | 171 | 13 |
| 昭和55年 | 4,421 | 175 | 21 |
| 昭和57年 | 4,765 | 89 | 23 |

『昭和55年公衆衛生の概要』『火葬場台帳』『墓地台帳』等より作成。

○ 広域組合立斎場の名称と位置

1. もれぎ苑 東浅井郡湖北町大字下山田630番
(管内……長浜市、山東町、伊吹町、米原町、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町、高月町)

2. 布引斎苑 八日市市瓜生津町2011番地13
(管内……八日市市、日野町、永源寺町大字石谷および一式)

3. 紫雲苑 犬上郡多賀町敏達寺字青龍山10番地
(管内……彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町)

4. 伊勢火葬場 守山市伊勢町375番地の1
(管内……守山市的一部分と栗東町の一一部)

○ 市営および町営火葬場の名称と位置

1. 大津市火葬場 大津市富士見台31-65

2. 草津市営火葬場 草津市東草津4丁目字新池690

3. 矢島火葬場 守山市矢島1808外2筆

4. 石部町斎場 石部町大字石部3938-1

5. 笹ヶ谷火葬場 甲西町大字岩根字焼尾136-27

6. 水口火葬場 水口町大字水口字野林1763

7. 信楽町営火葬場 信楽町大字長野字南松尾1423-8

8. 野上火葬場 能登川町北須田字野上180

9. 五個荘町斎場 五個荘町川並瀧ヶ口373-1

10. 近江八幡市立西山火葬場 近江八幡市船木町36

11. 平田山火葬場 彦根市平田町1070-1

12. 愛知川町立火葬場 愛知川町大字長野957

13. 豊郷町営火葬場 豊郷町大字大町小字杉澤346-6

14. 木之本町営火葬場 木之本町木之本字猪柳100

15. 余呉町営火葬場 余呉町中ノ郷字大寺

16. 今津町火葬場 今津町今津2211

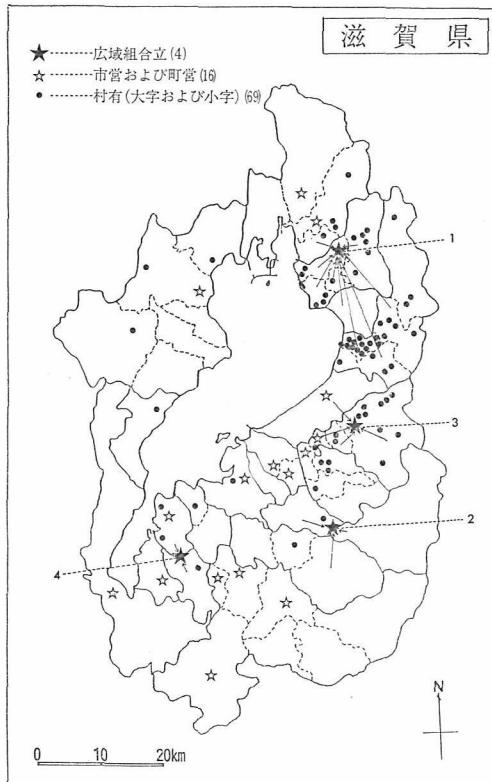


図2 火葬場の分布（経営主体別）

る。広域組合立は4、市営および町営は16、村有は69という状況である。村有以外の葬（斎）場の名称と位置は表示の通りである。少し古いが、火葬場の設置、運営に関する

昭和49年の全国的調査は、市町村単独の運営が 60.8%，広域対象として一部事務組合が運営する場合、2市町での構成が 5.9%，3～16市町での構成が 8.6%であると報告している。^⑪ 滋賀県の場合、もっとも古い組合立は守山・栗東組合立の伊勢火葬場であるが、本格的な広域斎場の設置は、昭和54年に10市町から構成された湖北広域行政事務センターによる「こもれび苑」が最初である。つづいて昭和56年には、八日市市・日野町組合立の「布引斎苑」が、昭和60年には、4市町から構成された彦根犬上広域斎場管理組合による「紫雲苑」が誕生している。市および町が単独で運営している市営、町営の火葬場は、施設の規模や内容や運営方法などもさまざまであり、同列に論じることはできないが、いずれの市町も新たな対応を迫られているという事実に変わりはない。村有の火葬場の中では、琵琶湖西岸に位置する志賀町南小松、朽木村打明(ひらき)、今津町天増川、マキノ町中庄の存在が特異である。これらの村は土葬地帯にあって唯一火葬を採用しているところであり、火葬の扱い手はすべて真宗門徒である。また、町内のほとんどの村に火葬場が存在するのは近江町だけである。

次に、火葬場の設置と不可分の関係にある埋・火葬の状況についてみれば、表11の通りである。火葬率は年ごとに上昇し、昭和57年度は、死体の場合 70.1% という比率を示している。昭和53年度と比べ 7.2% の伸びである。地域的には生活習慣等の影響もあり一様でない。昭和57年度の火葬率を市町村別に算出してみると、もっとも高率を示すのは近江町 100.0% で、このほか米原町 99.0%，虎姫町 97.9%，長浜市 97.5%，大津市 95.9%，五個荘町 94.7%，石部町 94.1%，草津市 93.6%，豊郷町 92.9%，彦根市 92.7%，余呉町 92.7% の10市町村が9割以上の比率を持つ。もっとも低率を示すのは西浅井

表11 埋葬および火葬の状況(県全体)

| | 死 体 | | | | 死 脂 | | | |
|-------|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|------|
| | 埋 葬 | 火 葬 | 計 | 火葬率 | 埋 葬 | 火 葬 | 計 | 火葬率 |
| 昭和53年 | 2,678 | 4,542 | 7,220 | 62.9 | 239 | 361 | 600 | 60.2 |
| 昭和54年 | 2,602 | 4,718 | 7,320 | 64.5 | 249 | 287 | 536 | 53.5 |
| 昭和55年 | 2,539 | 5,041 | 7,580 | 66.5 | 205 | 357 | 562 | 63.5 |
| 昭和56年 | 2,225 | 4,958 | 7,183 | 69.0 | 217 | 326 | 543 | 60.0 |
| 昭和57年 | 2,136 | 5,015 | 7,151 | 70.1 | 160 | 350 | 510 | 68.6 |

滋賀県公衆衛生係調査統計より作成。

町 4.2% で、次いで新旭町 4.9%，永源寺町 8.3%，土山町 11.5%，安曇川町 11.5%，朽木村 12.9% の順である。市部では八日市市 58.3% と近江八幡市 69.3% の比率が低い。この市町村別の火葬率を、5 段階 ($0 \sim 19\% = 1$, $20 \sim 49\% = 2$, $50 \sim 69\% = 3$, $70 \sim 89\% = 4$, $90 \sim 100\% = 5$) に分けて示したのが図 3 である。地域的特徴を一覧することができよう。

ところで、死体を埋葬したり焼骨を収蔵したりする施設である墓地の現況についてはどうであろうか。官庁の許可を受けた特定の土地および記念のための建造物の総体を意味する墓地は、滋賀県厚生部公衆衛生係の調査統計によれば、滋賀県

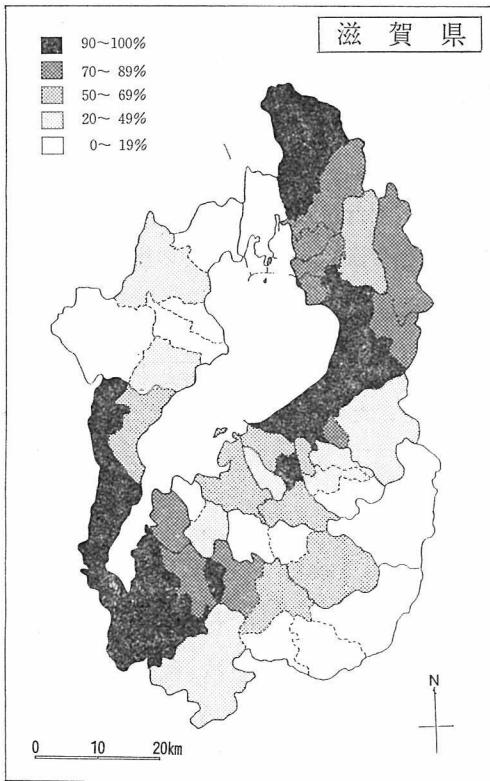


図 3 火葬率一覧

内に 4,765ヶ所あり、その総面積は $4,284,837m^2$ である。所有形態別に類別すれば、表12のように、市町村有が 32.0%，村有が 23.1%，宗教法人有が 12.6%，個人有が 32.1%，財団法人有が 0.1%，その他（国有）が 0.1% という割合である。全体的には、市町村有や村有は郡部に、宗教法人有や個人有は市部に顕著である。財団法人有は大津市と栗東町に、その他（国有）は大

表12 墓地所有の形態

() %

| | 全 体 | 市町村 | 村中(部落) | 宗教法人 | 個 人 | 財団法人 | その他 |
|-----|------------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|------------|
| 県総計 | 4,765 〔100.0〕 | 1,523 〔32.0〕 | 1,101 〔23.1〕 | 601 〔12.6〕 | 1,531 〔32.1〕 | 2 〔0.1〕 | 7 〔0.1〕 |
| 市部 | 1,398 〔29.3〕 | 259 〔18.5〕 | 289 〔20.7〕 | 321 〔23.0〕 | 524 〔37.5〕 | 1 〔0.1〕 | 4 〔0.3〕 |
| 郡部 | 3,367 〔70.7〕 | 1,264 〔37.5〕 | 812 〔24.1〕 | 280 〔8.3〕 | 1,007 〔29.9〕 | 1 〔0.0〕 | 3 〔0.1〕 |

滋賀県公衆衛生係調査統計より

津市、栗東町、山東町に存在する。すべての墓地を市町村有として管理しているのは、石部町、甲賀町、秦荘町、虎姫町、それに近似した状況にあるのは、甲西町、水口町、甲南町、多賀町、湖北町である。墓地の規模別状況について未整理のため別稿に譲りたい。各市町村にとって、墓地の管理運営は火葬場の場合と同様、今後の重要課題である。なお、納骨堂23の内訳は、宗教法人有13（仏教系7、キリスト教系5、新宗教系1）、市町村有3、村有3、社会福祉法人有2、その他2である。

5. 墓制の特徴——墓をつくらない村一覧——

近畿地方は、両墓制のもっとも稠密な分布を示すところである。¹² 遺骸を埋める墓と、ただ詣るだけの墓と、同一人に対して二通りの墓を設けるこの仕

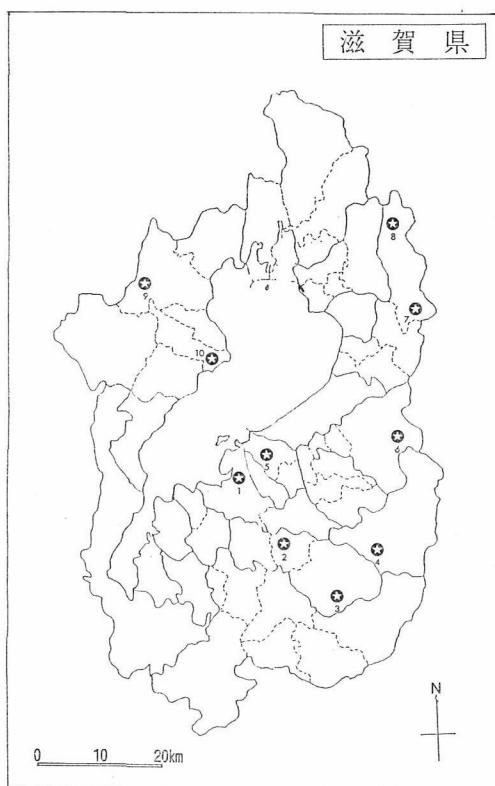


図4 墓をつくらない村一覧

組みは、滋賀の村々でも相当な広がりをもって見受けられる。しかし、隣接する両墓、やや離れた両墓、相隔たった両墓など、その形態はさまざまであり、所属寺院の宗派や村の共同墓地の運営方法によっても大きく異なる。いっぽう、単墓制を採用している村も多い。すすむ火葬化過程のもと、両墓制から単墓制への移行を示す事例もある。その他、特異なものとして、埋め墓も詣り墓もつくらない、いわゆる無墓の村も数ヶ村存在する。¹³ ここでは、各市町村における葬制や墓制を概観するなかで明らかとなった、墓をつくらない村および嘗てかかる風習を

有していた村を列举し、図4に示すとともに簡単な紹介を加えておきたい(図の番号順)。

(1) 近江八幡市南津田（火葬）

133世帯、566人、総農家76戸。真宗大谷派寺院2、真宗仏光寺派寺院1。神棚をもたない家も多く、村人は、大谷派本願寺第十二世、大谷派の祖、教如上人の教化の影響を強調する(臼井1965)。

(2) 蒲生郡蒲生町桜川東・桜川西（火葬）

桜川東、68世帯、315人、総農家44戸。浄土真宗本願寺派寺院1。桜川西、137世帯、504人、総農家59戸。真宗大谷派寺院1。両村は土葬が主である町内にあって、唯一火葬を採用している村であり、野焼きの火葬場を共有している。村人は、お盆に所属寺院へ参ることを「墓参り」と称する(未記述の村)。

(3) 蒲生郡日野町鎌掛（火葬）

261世帯、1152人、総農家179戸。浄土真宗本願寺派寺院2、真宗大谷派寺院1、臨済宗妙心寺派寺院1。大谷派と臨済宗(無住)の寺院は境内に墓地を持つが、本願寺派の寺院に墓地はなく、門徒の多くは墓をつくらない(未記述の村)。

(4) 神崎郡永源寺町甲津畠（土葬）

165世帯、610人、総農家120戸。浄土真宗本願寺派寺院2。従来、埋葬地は祀りの対象と考えられず、墓をつくり参るという風習はみられなかった。しかし、村外婚が増えるにつれて墓標をたて墓参りをするようになるなど、現在変容しつつある(未記述の村)。

(5) 神崎郡能登川町伊庭（火葬）

493世帯、1992人、総農家153戸。浄土真宗本願寺派寺院4、真宗仏光寺派寺院1、浄土宗寺院1。真宗門徒の多くは墓をつくらない。しかし、お盆に各家に置いてある系図を所属寺院に持参して法縁とその恩徳をしおぶ、絵系図まいりと称する風習がある(未記述の村)。

(6) 犬上郡多賀町大君ヶ畠（火葬）

60世帯、221人、総農家数1。浄土真宗本願寺派1、真宗大谷派寺院1。惟喬親王の伝説を伝える村人は、高貴な身分の親王さまの墓さえないのに、下じもの身で墓などもってのほかであるといって墓を建立しない(堀他1979、志水1980)。

(7) 坂田郡伊吹町寺林（火葬）

18世帯、79人、総農家13戸。真宗大谷派寺院1。昭和55年までは、ほとんどの家は墓をもたず、墓参りの風習もなかった。しかし、牧場造成や共有林の処分を契機として造墓の気運が高まり、現在は家ごとに区画された共同墓地を有している（未記述の村）。

(8) 坂田郡伊吹町甲津原（火葬）

58世帯、148人、総農家47戸。真宗大谷派寺院1。真宗に改易してから火葬を採用したというこの村にも、墓をつくるという風習はない。現在、村人にとて墓にかわるものは位牌であり、お盆とお正月に所属寺院からそれぞれの位牌を御内仏に持ちかえり先祖のまつりをする（姫岡他1953、堀他1979）。

(9) 高島郡今津町天増川（火葬）

16世帯、42人、総農家4戸、浄土真宗本願寺派寺院1。福井県境に近いこの村では、曹洞宗（村外）の檀家6戸は村の入口に詣り墓を造っているが、¹⁸真宗門徒10戸の場合は詣るべき墓をもたない（滋賀県教育委員会1967、堀他1979）。

(10) 高島郡安曇川町横江（土葬）

40世帯、161人、総農家26戸。天台真盛宗寺院1。村人のうち、村内に位置する天台寺院（無住）の檀家18戸は境内地に墓をもつが、村外の真宗寺院の門徒20戸の場合は、埋葬後、埋葬地をかえりみることもなく、また詣り墓もつくらない（志水1978）。

このほか、かつて米原町博ヶ畑にもかかる形態は見受けられたようである（滋賀県教育委員会1967、堀他1979）が、博ヶ畑の村人は、現在、同町内の醒ヶ井地区に集団離村しており、ここではあえて列挙しなかった。

おわりに

以上、滋賀における宗教環境の特徴を、マクロな立場から把握することを念頭において、いくつかの基礎資料を提示し、若干の分析結果を書き留めてきた。寺院密度の高さ、「むら」と不可分の関係にある共同体型寺院の存在、墓をつくらない宗教慣行などは、他都道府県と比較した滋賀の宗教的特質である。また、「むら」と「むらびと」をとりまく宗教環境に関するこのような考察は、個人や家を包みこんで営為している個々の「むら」の固有なエースを解明するための有益な示唆をわれわれに与えてくれる。都市化地域と農村地域の宗教慣行の比較、宗派性の差異の問題、地域開発と施設の移転や変化の問題、広域斎場設置に伴う葬送儀礼の変容過程といったテーマが、興

味関心を惹起するのもこの故である。既存の宗教環境のどのようなものが維持存続され、いかなる側面、要因から弛緩、崩壊がおこり、いかにして変容するかを、「むら」という枠の強弱とかかわらせながら、個別的に追求することが今後の課題である。

註

- ① この報告は、大谷大学真宗総合研究所の昭和57年度個人研究『滋賀における葬送・墓碑形態の社会生態学的研究』における成果の一部である。
- ② 鈴木栄太郎『鈴木栄太郎著作集1』未来社 1968年 335～340頁。
- ③ 日本寺院名鑑刊行会『日本寺院名鑑一上・下一』名著普及会 1982年。
- ④ 滋賀県総務部総務課『滋賀県宗教法人名簿』1980年。
- ⑤ NHK放送世論研究所『日本人の県民性』日本放送出版協会 1979年 194頁。
- ⑥ 内田秀雄「近江の集落景観の一特質について」『日本の宗教的風土と国土観』大明堂 1971年 221頁。
- ⑦ 宗勢実態基本調査センター『宗勢実態基本調査報告書』浄土真宗本願寺派宗務総合企画委員会事務室 1985年。
- ⑧ 鈴木栄太郎『前掲書』335頁。
- ⑨ 滋賀県企画部情報管理課『市町村・町丁大字・統計区コード』1982年。
- ⑩ 池田義祐「講集団の社会的性格」『哲学研究』453号 京都哲学会 1957年を参照。
- ⑪ 浅香勝輔 八木澤壯一『火葬場』大明堂 1683年 31頁。
- ⑫ 最上孝敬『詣り墓』名著出版 1980年 152頁。佐藤米司『葬送儀礼の民俗』民俗民芸双書62 岩崎美術社 1971年 22頁。
- ⑬ 墓をつくらない風習については、森岡清美「墓のない家」『社会と伝承』9巻1号 13～19頁などがある。
- ⑭ 白井二尚他『南津田』京都大学村落社会研究会 1965年 242頁。
- ⑮ 系図まいりについては、藤葉性信『妙楽寺史—妙楽寺と伊庭—』1977年に詳しい。
- ⑯ 堀 哲他『近畿の葬送・墓制』明玄書房 1979年 124頁。拙稿「山村共同体における祭礼組織と葬送儀礼」『哲学論集』第26号 大谷大学哲学会 1980年 33～48頁。
- ⑰ 姫岡勤他「特集・一山村の実態調査」『ソシオロジ』第5号 社会学研究会 1953年 91～92頁。堀 哲他『前掲書』124頁。
- ⑱ 滋賀県教育委員会『滋賀県文化財調査報告書』第3冊 1967年 126頁。今津中学校郷土研究クラブ『郷土調査一天増川部落調査特集一』1962年。堀 哲他『前掲書』124頁。
- ⑲ 拙稿「宗教と村落構造—滋賀県安曇川町横江の場合—」『大谷大学研究年報』第31集 大谷学会 1979年 1～57頁。
- ⑳ 滋賀県教育委員会『前掲書』50頁。堀 哲他『前掲書』124頁。文化庁『日本民俗地図Ⅶ—葬制・墓制—』252頁。 (本学助教授 社会学)

表4 仏教系寺院の分布一覧表 (%)

| | 真宗系 寺院 | 浄土宗系 寺院 | 天台宗系 寺院 | 真言宗系 寺院 | 律宗系 寺院 | 日蓮宗系 寺院 | その他 仏教系寺院 | 寺院数計 | 人口 千人あたり 寺院数 | 寺院あり 人口あたり 寺院数 | 寺院あり 人口あたり 寺院数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|--------------|------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 大津市 | 102(24.2) | 69(16.4) | 162(38.5) | 5(1.2) | 40(9.5) | 16(3.8) | 27(6.4) | 421(13.5) | 1.9 | 163.8 | 1.4 |
| 長浜市 | 153(67.4) | 7(3.1) | 3(1.3) | 10(4.4) | 45(18.8) | 6(2.6) | 3(1.3) | 277(7.3) | 2.5 | 117.4 | 2.3 |
| 近江八幡市 | 56(78.7) | 2(1.6) | 4(3.3) | 8(6.6) | 5(4.1) | 3(2.5) | 4(3.3) | 122(3.9) | 2.2 | 124.2 | 2.7 |
| 八日市 | 79(44.6) | 35(22.0) | 38(21.5) | 11(6.6) | 11(6.2) | 5(2.8) | 4(2.3) | 177(5.7) | 2.9 | 94.6 | 2.3 |
| 草津市 | 62(55.9) | 30(27.0) | 14(21.9) | 0 | 12(18.8) | 1(1.6) | 0 | 64(2.1) | 1.7 | 161.5 | 1.2 |
| 守山市 | 65(53.3) | 6(4.8) | 6(5.4) | 3(2.7) | 8(7.2) | 2(1.8) | 0 | 111(3.6) | 1.4 | 157.1 | 2.3 |
| 市原町 | 569(47.2) | 178(14.3) | 249(19.2) | 29(2.3) | 128(10.3) | 37(3.1) | 44(3.5) | 1264(40.1) | 2.6 | 99.8 | 2.9 |
| 滋賀郡 | | | | | | | | 1249(40.1) | 2.1 | 137.8 | 1.9 |
| 大津町 | 15(5.6) | 4(14.8) | 6(22.2) | 0 | 1(3.7) | 1(3.7) | 0 | 27(0.9) | 1.8 | 143.7 | 0.3 |
| 美太郎 | | | | | | | | | | | |
| 奥東町 | 47(53.8) | 20(25.0) | 7(6.8) | 1(1.3) | 2(2.5) | 0 | 3(3.8) | 60(2.6) | 2.1 | 136.5 | 1.5 |
| 野洲郡 | 61(57.0) | 29(27.1) | 14(13.1) | 1(0.9) | 10(9.0) | 0 | 1(0.9) | 107(3.4) | 2.7 | 93.4 | 1.7 |
| 中主町 | 34(70.8) | 9(18.8) | 5(10.4) | 0 | 0 | 0 | 0 | 48(1.5) | 4.5 | 48.8 | 2.3 |
| 野洲町 | 24(45.8) | 20(33.9) | 9(15.3) | 1(1.7) | 0 | 1(1.7) | 0 | 59(1.9) | 2.0 | 123.7 | 1.2 |
| 甲賀郡 | | | | | | | | | | | |
| 石部町 | 24(9.5) | 132(52.4) | 40(15.9) | 9(3.6) | 33(13.1) | 7(2.8) | 7(2.8) | 252(8.1) | 2.3 | 107.8 | 0.5 |
| 甲西町 | 4(40.0) | 2(20.0) | 4(40.0) | 0 | 0 | 0 | 0 | 10(0.3) | 1.1 | 159.1 | 0.8 |
| 水口町 | 10(28.6) | 15(42.9) | 4(11.4) | 0 | 5(14.3) | 1(2.9) | 0 | 35(1.1) | 1.4 | 133.3 | 0.6 |
| 土山町 | 5(6.6) | 43(56.6) | 11(14.5) | 3(4.0) | 4(5.3) | 5(6.6) | 5(6.6) | 76(2.4) | 2.8 | 90.7 | 1.1 |
| 甲賀町 | 0 | 6(23.1) | 0 | 0 | 19(73.1) | 1(3.9) | 0 | 26(0.8) | 2.7 | 86.2 | 0.2 |
| 信楽町 | 2(5.4) | 27(73.0) | 4(10.8) | 1(2.7) | 3(8.1) | 0 | 0 | 37(1.2) | 3.0 | 73.9 | 0.5 |
| 甲南町 | 1(2.7) | 18(48.6) | 14(37.8) | 2(5.4) | 0 | 0 | 0 | 37(1.2) | 2.8 | 88.6 | 0.7 |
| 信楽町 | 2(6.5) | 21(67.7) | 3(9.7) | 0 | 0 | 0 | 2(6.5) | 31(1.0) | 2.3 | 109.3 | 0.2 |
| 蒲生郡 | | | | | | | | | | | |
| 安土町 | 91(45.0) | 48(23.8) | 24(11.9) | 1(0.5) | 33(16.3) | 3(1.5) | 2(1.0) | 222(6.5) | 3.8 | 63.3 | 0.9 |
| 蒲生町 | 8(27.7) | 5(16.7) | 13(43.3) | 0 | 3(3.0) | 0 | 0 | 30(1.0) | 2.8 | 62.8 | 1.2 |
| 日野町 | 11(27.5) | 18(45.0) | 3(7.5) | 0 | 7(7.5) | 1(2.5) | 0 | 40(1.3) | 4.0 | 63.1 | 1.1 |
| 鷹尾町 | 50(55.6) | 14(15.6) | 3(3.3) | 1(1.1) | 29(22.2) | 1(1.1) | 1(1.1) | 90(2.9) | 4.1 | 60.0 | 0.8 |
| 神崎町 | 2(25.4) | 11(26.2) | 5(11.9) | 0 | 3(7.1) | 1(2.4) | 0 | 42(1.3) | 4.0 | 51.8 | 0.9 |
| 津郷町 | 69(55.6) | 13(10.7) | 8(6.6) | 0 | 30(24.6) | 0 | 2(1.6) | 122(3.5) | 3.3 | 77.7 | 0.5 |
| 永源寺町 | 11(35.5) | 4(12.9) | 2(6.5) | 0 | 14(45.2) | 0 | 0 | 31(1.0) | 4.4 | 54.5 | 0.2 |
| 五個庄町 | 19(50.0) | 8(21.1) | 3(7.9) | 0 | 8(21.1) | 0 | 0 | 38(1.2) | 3.9 | 63.5 | 2.3 |
| 能登原町 | 3(73.6) | 1(1.9) | 3(5.7) | 0 | 8(51.1) | 0 | 2(3.8) | 59(1.7) | 2.6 | 101.4 | 1.7 |
| 愛知郡 | | | | | | | | | | | |
| 愛東町 | 94(31.1) | 26(17.4) | 14(9.4) | 2(1.3) | 12(8.1) | 0 | 1(0.7) | 149(4.6) | 4.6 | 52.1 | 1.4 |
| 湖東町 | 7(32.4) | 6(26.1) | 7(30.4) | 0 | 3(3.0) | 0 | 0 | 23(0.7) | 3.3 | 54.3 | 0.6 |
| 東栄町 | 26(52.7) | 17(30.9) | 3(5.5) | 1(1.8) | 4(7.3) | 0 | 1(1.8) | 55(1.8) | 5.7 | 41.3 | 2.1 |
| 栗東町 | 35(64.5) | 0 | 4(9.8) | 0 | 2(4.9) | 0 | 0 | 41(1.3) | 5.1 | 44.8 | 1.6 |
| 愛知川町 | 23(57.7) | 3(10.0) | 0 | 1(3.3) | 3(10.0) | 0 | 0 | 35(1.0) | 3.3 | 79.9 | 2.3 |
| 大上郡 | | | | | | | | | | | |
| 豊郷町 | 8(73.1) | 6(5.1) | 6(5.1) | 1(0.9) | 18(15.3) | 0 | 0 | 116(3.8) | 4.6 | 55.6 | 0.8 |
| 甲良町 | 18(78.3) | 0 | 0 | 0 | 32(5.7) | 0 | 0 | 23(0.7) | 3.1 | 85.1 | 2.9 |
| 多賀町 | 4(70.5) | 2(4.6) | 2(3.3) | 1(1.6) | 11(18.0) | 0 | 0 | 34(1.1) | 3.7 | 63.0 | 2.3 |
| 坂田郡 | | | | | | | | | | | |
| 山東町 | 4(21.3) | 13(6.7) | 16(8.2) | 1(0.5) | 17(8.7) | 0 | 1(0.5) | 195(6.3) | 4.9 | 53.5 | 2.1 |
| 伊吹町 | 45(55.2) | 3(4.1) | 8(10.8) | 5(6.8) | 7(9.5) | 1(1.4) | 1(1.4) | 74(2.4) | 5.9 | 41.6 | 1.4 |
| 米原町 | 27(71.1) | 0 | 0 | 9(23.7) | 2(5.3) | 0 | 0 | 38(1.2) | 5.9 | 42.3 | 0.4 |
| 近江町 | 31(73.3) | 1(2.2) | 4(8.9) | 2(4.4) | 5(11.0) | 0 | 0 | 45(1.4) | 3.5 | 74.0 | 1.1 |
| 東浅井町 | 34(89.5) | 0 | 1(2.6) | 0 | 3(7.9) | 0 | 0 | 35(1.2) | 4.6 | 53.5 | 2.1 |
| 伊香郡 | | | | | | | | | | | |
| 高月町 | 164(84.0) | 4(1.8) | 8(3.7) | 17(7.8) | 5(2.3) | 0 | 1(0.5) | 219(7.0) | 6.1 | 40.2 | 1.5 |
| 木之本町 | 53(81.5) | 0 | 2(3.1) | 6(9.2) | 4(6.2) | 0 | 0 | 65(2.1) | 5.3 | 44.6 | 0.7 |
| 虎姫町 | 29(87.9) | 0 | 4(12.1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 33(1.1) | 5.1 | 55.1 | 3.4 |
| 湖北町 | 61(88.4) | 2(2.9) | 0 | 5(7.3) | 0 | 0 | 1(1.5) | 69(2.2) | 7.4 | 32.3 | 2.4 |
| びわ町 | 41(78.6) | 2(3.8) | 2(3.9) | 6(11.5) | 11(1.9) | 0 | 0 | 52(1.7) | 6.5 | 38.6 | 3.0 |
| 伊香町 | 105(62.7) | 6(3.6) | 0 | 9(5.3) | 38(25.1) | 0 | 10(5.9) | 169(5.4) | 5.4 | 45.9 | 0.5 |
| 高島町 | 53(85.5) | 0 | 0 | 2(3.2) | 4(6.5) | 0 | 0 | 31(4.8) | 6.2 | 39.1 | 2.2 |
| 余呑町 | 9(32.1) | 1(2.9) | 0 | 9(6.6) | 5(14.3) | 0 | 0 | 51(4.3) | 3.3 | 82.5 | 0.4 |
| 西浅井町 | 23(52.3) | 0 | 0 | 1(3.6) | 13(4.6) | 0 | 0 | 28(0.9) | 5.5 | 47.3 | 0.2 |
| 郡全体 | 1003(54.0) | 307(16.4) | 165(8.8) | 67(3.6) | 277(14.8) | 16(0.9) | 29(1.6) | 1870(59.9) | 3.6 | 69.0 | 0.6 |
| 県全体 | 159(51.3) | 456(15.6) | 405(13.0) | 56(3.1) | 405(13.0) | 58(1.8) | 73(2.3) | 319(70.0) | 2.8 | 55.6 | 0.8 |

自治省行政局振興課編『全国市町村要覧57年版』、滋賀県総務課『滋賀県宗教法人名簿』昭和55年より作成。

表5 寺院・神社の所在形態 () %

| 可 丁 大 字 数 | 寺院・神社の有無 | | | | 寺 院 の 所 在 状 況 | | | | | | | | | | 全 仏 教 系 寺 院 數 | | | | |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------|--|--------------------------------------|---------------------------------|--------|----|----|----|
| | | | | | 寺 院 | | 一 村 | | 一 力 | | 寺 | | 寺 院 | | 寺 院 | | | | |
| | 寺 院 有 神 社 社 無 | 寺 院 有 神 社 社 有 | 寺 院 無 神 社 社 無 | 寺 院 無 神 社 社 有 | 真 宗 系 寺 院 | 淨 土 宗 系 寺 院 | 天 台 宗 系 寺 院 | 真 言 宗 系 寺 院 | 禪 宗 系 寺 院 | 日 蓮 宗 系 寺 院 | そ の 他 仏 教 系 寺 院 | 小 計 | 一 村 に 寺 院 二 カ 寺 院 以 上 の 保 存 | 異 宗 系 寺 院 の 混 在 | | | | | |
| (注) 貢部 佐賀町 | 23 | 11 | 3 | 2 | 7 | 9 | 3 | 1 | 4 | | | | | 8 | 1 | 5 | 27 | | |
| (豪太郎) 佐賀町 | 34 | 13 | 19 | 1 | 1 | 2 | 7 | | | | | | | 7 | 6 | 17 | 80 | | |
| (野呂) 中津町 | 21 | 10 | 8 | | 3 | 3 | 1 | | | | | | | 4 | 6 | 8 | 45 | | |
| 野瀬町 | 24 | 22 | 1 | 1 | | 1 | 2 | 6 | 1 | | | | | 9 | 2 | 12 | 59 | | |
| (伊賀郡) 石部町 | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | 10 | | | |
| 甲西町 | 28 | 11 | | | 17 | 17 | 1 | 2 | | | | | | 3 | | 8 | 35 | | |
| 水口町 | 57 | 26 | 18 | 3 | 10 | 13 | 3 | 14 | 2 | | | | | 24 | 5 | 15 | 76 | | |
| 土山町 | 20 | 19 | | 1 | | 1 | | 5 | | | | | | 9 | 3 | 2 | 26 | | |
| 甲賀町 | 21 | 7 | 14 | | | | | 11 | | 1 | | | | 12 | 3 | 6 | 37 | | |
| 甲南町 | 34 | 18 | 1 | 1 | 14 | 15 | 1 | 4 | | | | | | 6 | 13 | 37 | | | |
| 信楽町 | 19 | 18 | | | | 1 | 1 | 10 | | | | | | 11 | 7 | 31 | | | |
| (蒲生郡) 安土町 | 15 | 9 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | | | | | 4 | 3 | 4 | 30 | | |
| 蒲生町 | 29 | 27 | 1 | 1 | | 1 | 8 | 9 | 1 | | | | | 21 | | 7 | 40 | | |
| 日野町 | 52 | 36 | 8 | 8 | | 8 | 13 | | 1 | | | | | 1 | 20 | 3 | 21 | 90 | |
| 竜王町 | 24 | 20 | 2 | 2 | | 2 | 6 | 2 | | | | | | 1 | 9 | 4 | 9 | | |
| (神崎郡) 玄源寺町 | 24 | 18 | 1 | 2 | 3 | 5 | 3 | 1 | 2 | | | | | 7 | 3 | 3 | 31 | | |
| 五條莊町 | 25 | 21 | 3 | | 1 | 1 | 5 | 4 | 3 | | | | | 2 | 2 | 8 | 38 | | |
| 能登川町 | 25 | 20 | 2 | 2 | 1 | 3 | 6 | | | | | | | 1 | 7 | 8 | 53 | | |
| (安芸郡) 愛東町 | 22 | 14 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 3 | 4 | | | | | 2 | 13 | 1 | 4 | 23 | |
| 羽束町 | 30 | 17 | 12 | | 1 | 1 | 10 | 4 | | | | | | 14 | 1 | 14 | 55 | | |
| 蓬莱町 | 27 | 15 | 11 | | 1 | 1 | 16 | | | | | | | 16 | 8 | 2 | 41 | | |
| 愛知川町 | 14 | 6 | 7 | | 1 | 1 | 4 | 1 | | | | | | 5 | 4 | 4 | 30 | | |
| (犬上郡) 鶴崎町 | 14 | 8 | 6 | | | | 4 | | | | | | | 1 | 5 | 5 | 4 | 23 | |
| 甲良町 | 12 | 10 | 2 | | | | 3 | | | | | | | 1 | 4 | 6 | 2 | 34 | |
| 多賀町 | 39 | 8 | 25 | | 6 | 6 | 15 | 1 | | | | | | 1 | 17 | 6 | 10 | 61 | |
| (淡田郡) 山東町 | 29 | 27 | | 1 | 1 | 2 | 11 | | | | | | | 1 | 11 | 8 | 8 | 23 | |
| 伊吹町 | 19 | 18 | | | 1 | 1 | 8 | | | | | | | 1 | 9 | 2 | 7 | 38 | |
| 米原町 | 19 | 18 | | 1 | | 1 | 6 | | | | | | | 1 | 6 | 4 | 8 | 45 | |
| 近江町 | 15 | 15 | | | | | 3 | | | | | | | 1 | 3 | 9 | 3 | 38 | |
| (淡井郡) 淡井町 | 53 | 41 | 1 | 11 | | 11 | 23 | | | | | | | 2 | 1 | 26 | 10 | 6 | 65 |
| 虎延町 | 12 | 10 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | 1 | 8 | 2 | 33 |
| 湖北町 | 35 | 34 | | 1 | | 1 | 17 | 2 | | | | | | 1 | 19 | 10 | 5 | 69 | |
| びわ町 | 25 | 21 | | 1 | 3 | 4 | 7 | 1 | | | | | | 1 | 8 | 7 | 6 | 52 | |
| (伊香郡) 高月町 | 31 | 31 | | | | | 15 | | | | | | | 1 | | 17 | 7 | 7 | 62 |
| 木之本町 | 21 | 18 | | 3 | | 3 | 7 | | | | | | | 1 | 10 | 3 | 5 | 35 | |
| 余呑町 | 25 | 19 | | 5 | 1 | 6 | 3 | 5 | | | | | | 1 | 14 | 1 | 4 | 28 | |
| 西浅井町 | 19 | 18 | 1 | | | | 3 | | | | | | | 1 | 7 | 3 | 9 | 44 | |
| (高島郡) マキノ町 | 22 | 17 | 5 | | | | | 4 | | | | | | 1 | 8 | 3 | 11 | 54 | |
| 今津町 | 34 | 23 | | 2 | 9 | 11 | 3 | | | | | | | 1 | 14 | 3 | 6 | 40 | |
| 朽木町 | 21 | 16 | 5 | | | | 8 | 8 | 1 | | | | | 1 | 15 | 5 | 1 | 29 | |
| 安曇川町 | 27 | 19 | | | | | 1 | 5 | | | | | | 1 | 5 | 1 | 13 | 52 | |
| 高島町 | 13 | 11 | 1 | 1 | | 1 | 5 | | | | | | | 1 | 6 | 3 | 3 | 28 | |
| 新旭町 | 10 | 9 | | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | 7 | 27 | | |
| 郡 大 字 計 | 1066 | 752 | 164 | 57 | 93 | 150 | 233 | 93 | 23 | 6 | 60 | 2 | 3 | 40 | 171 | 305 | | | |
| (100.0) | (70.5) | (15.4) | (5.4) | (8.7) | (14.1) | | | | | | | | | (41.3) | (56.0) | (23.6) | | | |

滋賀県総務課『宗教法人名簿』昭和55年、滋賀県企画部情報管理課『市町村・町丁大字・統計区コード』昭和57年より作成。